



<http://himawari.nagoya/> Email:himawarisouzoku@yahoo.co.jp TEL/FAX075-802-0215

令和4年6月

### おひとりさま 問題

おひとりさまの相続・終活が今後増えていくのでは？平成27年の国勢調査では、65歳以上の人口は増えており、65歳以上人口のうち、単独世帯の人口は592万世帯であり、実に「6人に1人が一人暮らし」という結果がでています。この傾向は、夫婦のみ世帯でも同様で、平成27年では642万世帯です。夫婦のみの世帯は、いずれか一方がなくなることで単独世帯に移行する可能性があり、おひとりさま予備軍と言えるでしょう。

### おひとりさまの相続財産は？

おひとりさまが亡くなった場合、別居している子がいればその子、子が先に亡くなっている場合は、孫に引き継がれます。子がいない場合は親や祖父母、親や祖父母が生存していなければ兄弟姉妹へと法定相続人として相続されていきます。

### おひとりさまと認知症

厚労省において2015年に策定された「認知症施策推進総合戦略」では、2025年には認知症患者が700万人を超えると予測しています。これは、65歳以上の高齢者の実に5人に1人の割合ということになります。認知症になると生活のあらゆる面で困難な状況が生まれることとなります。財産管理の点で考えてみますと

- \* 預貯金の管理：判断能力の低下で窓口やATMへ行けない。通帳やキャッシュカードの管理ができない。本人確認・意思確認ができない。重度の認知症は実質凍結されることに
- \* 不動産の管理：不動産の売却行為、収益物件の修繕や契約更新、賃貸契約などに支障

### ライフステージごとの財産管理

#### ステージⅠ：(心身共に健全)

身体的、精神的に健全な時期で、基本的に自分の意志表示であらゆる財産管理ができます。預貯金の管理、不動産や有価証券の購入、売却、遺言を書く、葬儀の予約をするなどおひとりさまであっても資産の形成や後の備えまで問題なくこなすことができます。

#### ステージⅡ：(判断力が減退)

年齢を重ねることや、病気等をきっかけにして、判断能力が衰えてくる段階です。物忘れがひどくなったり、認知症の兆候が出始めるころ

#### ステージⅢ：(判断能力を喪失)

認知症により、意思判断能力ができなくなった段階。自分自身で財産管理を行うことはで

きません。この問題を解決するためには、家族などが家庭裁判所にたいして、「本人に代わって財産管理をする人を選んでほしい」と申し立てする「成年後見人制度」があります。何も対策をせずにおひとりさまがこのステージに突入すると、元気な想いとは関係なく、制度に沿って粛々と財産は管理されていきます。

#### **ステージⅣ：(相続の発生)**

本人が亡くなり、相続の手続きが開始するステージです。葬儀や納骨などの手続きを済ませ、遺産を相続人等へ引き継ぐための手続きをスタートさせます。

#### **ステージⅤ：(二次相続の発生)**

本人の財産を引き継いだ方が、さらに亡くなることを二次相続といいます。自分の希望通りに相続させたい場合は、遺言を作成しておく必要があります。遺言には限界があり財産の行き先を指定することができません。家族信託を利用して解決することができます。

### **おひとりさまの終活の制度**

- ① 成年後見制度
- ② 身元引受・身元保証
- ③ 遺言
- ④ 信託
- ⑤ 死後事務委任

実に悩ましい問題です。今後の相続問題の主流になるのでは？

税務経理協会発行：「おひとりさまの死後事務委任」より抜粋しました。

### **家族信託の組成に伴う費用については**

- 1 概略の設計
- 2 組成の意思決定
- 3 関係する方々への説明とご理解をえる
- 4 信託契約書作成など「実務」を行う段階
- 5 信託組成後の継続的なフォロー

コーディネーター契約組成で 30 万円（資産加算あり）不動産を信託登記の場合は登録免許税など将来の介護費・後見費用と係る費用と資産の保全

相続対策の可能性など勘案して決めるべき。何よりも家族の理解が必要です。

気軽にお問い合わせください。

ひまわり相続相談室：075-802-0215 携帯 090-6671-9268 [e-mailsakaitoshio76@gmail.com](mailto:e-mailsakaitoshio76@gmail.com)